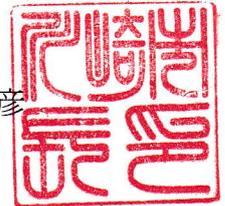


4川健障社第609号
令和5年3月28日

川崎市育成会手をむすぶ親の会
会長 美和 とよみ 様

川崎市長 福田 紀彦



令和5年度への予算要望について（回答）

時下、貴会におきましてはますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本市の障害保健福祉行政に対し、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年8月31日付け4川育成第14号にて御提出のありました要望につきまして、別紙のとおり回答いたします。

（健康福祉局障害者社会参加・就労支援課 昌山担当）

電話 044-200-2676

ファクス 044-200-3932

1. 人材の確保と育成について

【回答】

障害福祉施設等の従事者の人材確保及び育成につきまして、本市では、行動援護や移動支援等の従事者養成研修の支援を行うとともに、重度訪問介護や相談支援従事者に係る研修、強度行動障害支援者養成研修などを実施しているところでございます。

今後におきましても、障害者のケアマネジメントの充実に資する取組や従事者における支援のスキルアップに向けた研修等に取り組んでまいりたいと考えております。

2. 生活介護事業所における送迎の整備について

【回答】

生活介護の送迎につきましては、事業所が、利用者を送迎した際に給付費を算定できる仕組みになっており、障害支援区分が重い利用者を送迎した場合等の一定要件を満たす場合には、通常より高い報酬が算定できるようになっています。

本市におきましては、国の送迎加算に上乘せして、市独自の加算を設けることで、事業所が送迎を行いやすいようにしています。

今後につきましても、利用者の通所がスムーズに行えるよう取組を進めてまいります。

3. 相談支援事業の充実

【回答】

相談支援事業の充実につきましては、令和3年度に実施した地域相談支援センターの増設及び地区担当制の導入や基幹相談支援センターの機能強化等により、身近な地域において、障害種別やサービスの利用の有無に関わらず、多様なニーズに対応した相談支援をより効果的かつ効率的に受けられる体制を整えており、相談支援従事者の初任者研修や現任研修等を実施し、相談支援従事者の養成に取り組んでおります。

また、相談支援事業所に対する補助金等による相談支援事業への新規参入の勧奨や体制強化に向けた取り組みの実施、他都市と連携を図りながら国に対してサービス等利用計画作成における報酬単価の見直しを要望してまいります。

代替的に施設等によるサービス等利用計画作成支援の仕組み（サポートプラン）につきましては、あくまで不足している計画相談を補完するために行う取組のため、計画相談支援が十分に確保された段階で終了することになります。そのため、上述した相談支援従事者の養成、相談支援事業への新規参入の勧奨や体制強化に向けた取り組み、報酬単価の見直し等の要望など、計画相談支援の供給量の確保に向けた取り組みを引き続き実施するとともに、市地域自立支援協議会や計画相談支援部会の場において、事業所も含めて、今後の相談支援体制に係る検討を重ねてまいります。

4. 災害時の支援

(1) 災害時個別避難計画について

【回答】

被災した障害者の安否確認につきましては、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、要援護者の避難等について地域の関係機関等と連携して検討を進めているところでございます。

避難行動要支援者に対する災害時個別避難計画の作成につきましては、本市における社会資源などの状況を勘案しながら、避難計画の作成に必要な研修を実施し、優先的に避難計画の作成が必要な方から、順次作成してまいります。

（２）一次避難所における障害者への配慮と二次避難所のあり方

【回答】

避難者を受け入れるスペースにつきましては、施設管理者を含む避難所運営会議において、校舎も含め事前に使用可能施設のレイアウトの検討を行うこととしております。

災害発生時には、建物や施設周辺の安全確認を行い、事前に検討した場所に受け入れ可能な範囲内でレイアウトを設定し、様々なニーズに対し配慮することとしています。

なお、平成30年8月に改訂いたしました、「川崎市避難所運営マニュアル～地震災害対策編～」の標準例内に「避難所開設・運営に向けた事前準備」として「避難者の受け入れスペースの確認」を明記しております。本市では、原則として、まず、市立小・中学校等の指定避難所に避難していただきますが、指定避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、何らかの支援を要する高齢者及び障害のある方等の避難施設（二次避難所）として、社会福祉施設を使用する協定を締結しております。

二次避難所の開設を要請するためには、まず、施設側が被災状況の把握や安全確認等を行った上で初動体制の確立が必要であり、開設までに一定の時間が必要であることから、二次避難所の公表については、施設側の考え方も含めて、慎重に進めております。

二次避難所（福祉避難所）については、現実的な確保・運営に向けて見直しを進めており、関係機関との協議を進めております。

避難所外避難につきましては、川崎市避難所運営マニュアル（地震災害対策編）に、「避難所外避難者で、食料・物資・情報の提供を受ける必要がある方については、被災世帯登録票の提出をしていただいた上で対応する」「物資等の提供については、各避難所に取りにきてもらうこととする。」としております。

また、避難所運営は主に地域の方々に担っていただくことから「避難者や避難所外避難者にも、それぞれの状況に応じ、可能な範囲で協力を求めながら対応する」と定めておりますので、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えを持ち、災害に備えていただきたいと思います。

5. グループホームの整備

（１）グループホームの計画的整備の推進

【回答】

川崎市では自立した住まいの場の1つとして、グループホームの設置を積極的に推進しており、障害の種類にかかわらず障害のある方が必要とするサービスを利用できるように、障害種別を限定せずに全体の目標数を示しているところでございます。

「第5次かわさきノーマライゼーションプラン」では、令和3年度から令和5年度まで毎年100名、3年間で合計300名のグループホームの定員増を図ることとしております。

今後につきましても、グループホームに関する補助等を継続するとともに、当事者や支援者等の御意見を踏まえながら必要な施策について検討してまいりたいと存じます。

（２）市営住宅の障害者グループホームとしての積極的な活用

【回答】

市営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することを目的としておりますが、建て替え等のために入居者募集を停止している住戸、いわゆる政策空き家において、現在、3住宅の計9戸をグループホームとして活用しているところでございます。今後も引き続き、関係部局と連携を図りながら有効活用の取組を進めてまいります。

（3）365日必要な支援

【回答】

平成30年度の報酬改定において、障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として日中サービス支援型共同生活援助が創設されました。

このサービスにつきましては、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とするとともに、利用者6人に対し世話人1人という従来の共同生活援助よりも手厚い世話人を配置することとしており、最低基準の利用者5人に対して世話人1人をベースに、利用者4人に対して世話人1人及び利用者3人に対して世話人1人の基本報酬が設定されております。

本市においても日中支援型共同生活援助事業所の指定を行っており、今後もこの新たな類型の共同生活援助事業所の指定が行われるよう状況を注視してまいります。

なお、本市におけるグループホームにつきましては、国報酬に加え、入居者に対して良質なサービスを提供するための世話人体制確保加算、夜間帯のサービス提供を行うために必要な夜間支援員の体制を確保するための夜間体制加算等の市単加算を設けており、利用者に対する支援を評価しているところでございます。市単加算のあり方につきましては、持続可能で安定的な制度運用となるよう、引き続き検討してまいります。

6. 短期入所（ショートステイ）の拡充と日中一時支援事業へのサポート

（1）身近な所にショートステイ【福祉型】の整備

【回答】

平成28年3月に策定いたしました「第2期障害者通所事業所整備計画」の中で、障害のある方の地域生活を支える仕組みの1つの柱である「短期入所」の拡充の必要性を課題といたしまして、生活介護事業所への併設を含めて効率的な導入を検討し、区を単位とした短期入所サービスを提供する体制の整備をすることとしております。

直近では、令和2年4月に中原区平間の「なかはら障害福祉施設ひらま」内において短期入所12床を設置したところでございます。

今後につきましては、「第2期障害者通所事業所整備計画」に基づき、令和5年度を目途に高津区と麻生区にて、拠点型施設における短期入所事業所の整備を進めるなど、短期入所サービスの拡充に取り組んでまいります。

（2）日中一時支援事業へのサポート

【回答】

日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業につきましては、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう当該障害児・者の状況に応じて、適切な指導及び訓練を行うことで、障害児・者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的としております。

令和4年8月現在、指定事業所は37か所となっており、令和3年8月時点の32か所に比べ、5か所増加している状況です。

今後も、当該制度に係る国や他都市の動向に注視しながら、引き続き事業の整備を進めてまいります。

7. 各区に地域で核となる地域生活支援の拠点施設の建設（継続）

【回答】

本市におきましては、平成28年3月に策定した「第2期障害者通所事業所整備計画」に基づき、生活介護、短期入所、相談支援、地域生活支援事業である日中一時支援、市の単独事業である障害者生活支援・地域交流事業といったサービスを提供する地域生活支援拠点施設の整備を進めており、これまで川崎

区、中原区及び宮前区に整備しているところでございます。

今後につきましては、未整備の区への整備につきまして、高齢者・障害児者福祉施設の再編整備の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと存じます。

8. 新型コロナウイルスのための対策について

【回答】

障害者施設（入所・通所）の利用者へのワクチン接種については、集団接種や個別接種のほか、利用者の特性により外部に赴いて接種が困難な方に対しては、施設の希望により巡回接種を推進しているところです。巡回接種の実施につきましては、接種医の確保が困難な事業所に対して、接種医の派遣調整なども行っており、引き続き必要な支援を行ってまいります。

感染状況につきましては、今後も発生動向に注視し、感染拡大防止策の普及啓発を行うほか、重症化リスクのある方へのフォロー等に努めてまいります。

また、クラスター対策として、患者の発生施設での集中検査の実施やまん延防止策に係る指導等に努めてまいります。

9. 特別支援学校卒業生在宅ゼロ施策の継続並びに通所施設や就労先などになじめず在宅で引きこもりがちな人に対する支援の強化（継続）

【回答】

本市では、平成22年度に「特別支援学校等卒業生対策に伴う障害者通所事業所整備計画」を策定し、通所事業所の中でも就労支援系事業所に比べて民間の自主的な参入が進まない生活介護事業所について、各区における計画的な整備を進めてきました。

また、平成28年度には、平成28年度～令和5年度までを計画期間とする第2期障害者通所事業所整備計画を策定するとともに、平成29年度には、小規模生活介護事業所整備費補助制度を創設するなど、計画的に整備を推進しているところでございます。

また、特別支援学校等卒業生の支援については、通所を開始してからも、様々な悩み事や課題等が出てくることから、家族や施設職員だけではなく、必要に応じて、区役所地域みまもり支援センター、地域リハビリテーションセンター、地域相談支援センター、相談支援事業所等による相談支援や、就労援助センターにおける就労支援等、各関係機関が連携を取りながら、今後も本人を中心とした支援が継続できる体制を維持してまいります。

10. その他

(1) 障害者の所得補償

【回答】

障害基礎年金を含む基礎年金の給付につきましては、国民年金法第1条及び第2条にございますように、憲法第25条の理念に基づき、すべての生活部面について、国民生活の安定が損なわれることがないように、必要な給付を行うこととされております。

国においては、令和元年10月に障害年金生活者支援給付金を含む年金生活者支援給付金制度が施行されましたが、このような効果が限定される給付金の支給ではなく、公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう、障害基礎年金を含む基礎年金の支給額の改善について、他の政令指定都市とともに国に要望を行っているところでございます。

（2）法人後見制度の推進

【回答】

本市においては、平成19年度から、本市と「あんしんセンター」を中心として、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会などの専門職が参加する「川崎市成年後見制度連絡会」を開催しており、制度の普及啓発のためのシンポジウムや親族後見向けの研修等を実施しております。

また、令和3年7月には、成年後見制度の更なる推進を目的として、川崎市社会福祉協議会に委託し「川崎市成年後見支援センター」を設置し、センターと連携して、成年後見制度の法人後見や日常生活自立支援事業等の取組推進しています。

さらに、令和3年度からは、家庭裁判所や士業、医師会、高齢者施設、障害者の相談支援機関、区役所等が参加する、川崎市成年後見制度利用促進協議会を新たに設置し、成年後見制度に関する問題解決と利用促進を図るために、必要な協議を行っています。

今後も成年後見制度の促進が図られるよう、裁判所や専門職との情報共有を進め、連携強化に取り組んでまいります。